

平成 17 年 3 月 25 日

記 者 各 位

岐 阜 信 用 金 庫
理 事 長 小 川 二 郎
松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫

岐阜信用金庫と松井証券株式会社における 証券口座開設申込書受付に関する業務提携について

日頃は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、岐阜信用金庫と松井証券株式会社とは、東海地区の金融機関としては初めて業務提携を行い、平成 17 年 4 月 1 日（金）より、岐阜信用金庫の営業店窓口で松井証券の証券口座開設申込書の受付サービスを開始いたします。

これにより、岐阜信用金庫の全店舗（93 店舗および 10 マネーコンサルティングセンター）において、近くに証券会社がないお客様や株式投資を始めたいお客様で、特にオンラインでの証券取引ニーズをお持ちのお客様に対し、普段使い慣れた当金庫の窓口で証券口座の開設ができる利便性を提供いたします。

記

1、ポイント

岐阜信用金庫は、証券口座（松井証券）の申込み受けと、証券仲介業務（野村證券）という二つの機能をあわせ持った金融機関となります。これは、東海地区に本店を置く金融機関としては初めてであり、信用金庫業界では全国初となります。

松井証券にとって、本業務提携を東海地区に本店を置く金融機関と行なうのは初めてです。本提携は、平成 16 年 12 月に金融庁から示された「金融改革プログラム」の目標である「IT の戦略的活用」に沿った施策です。

2、取扱開始日

平成 17 年 4 月 1 日（金）

3、業務提携の内容

岐阜信用金庫は、松井証券から以下の通り、証券取引口座開設に関わる書類の受付事務を受託します。なお、本件業務提携は、証券仲介業に該当するものではなく、現行の証券取引法および信用金庫法（注）の枠内で実施いたします。

- （1）営業店窓口での証券口座開設書類の備え置き
- （2）営業店窓口での証券口座開設書類の受付
- （3）ポスター、チラシの掲示、設置等
- （4）口座開設書類の松井証券への送付

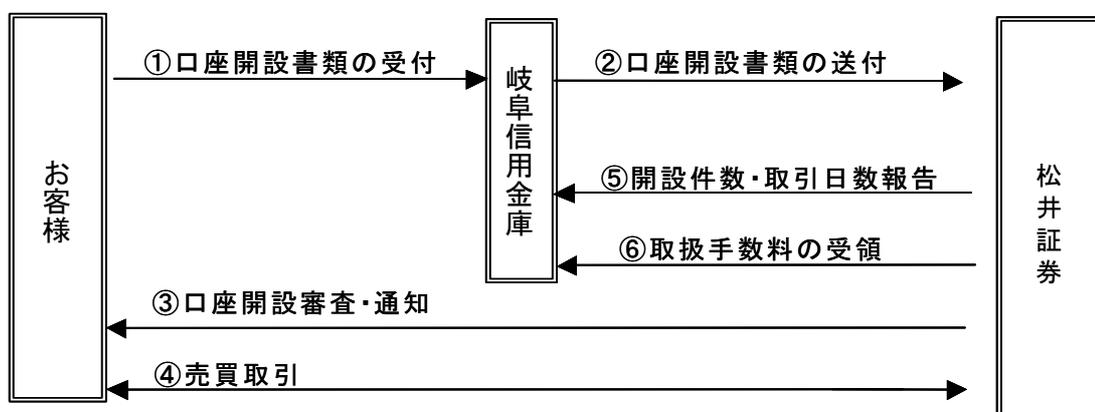
松井証券では、岐阜信用金庫から受け取った口座開設書類の審査と本人確認を行った後、

申込みをされたお客様に対し口座開設完了のご連絡を行ないます。

(注)証券取引法第65条第1項では、銀行等の金融機関が証券業を行うことを禁止しておりますが、今回の業務提携は証券取引の勧誘行為や媒介を行うものではありませんので、証券仲介業に該当しません。

信用金庫法第53条3項では、「その他の付随業務」により事務受託を行うことができる旨規定されており、付随業務には「勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に紹介する業務」も含む(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)とされております。なお、岐阜信用金庫では、当金庫がお客様に勧誘行為を行っていないことを確認するため、口座開設申込み時にお客様から「口座開設について勧誘行為を受けていない」旨の書面を提出していただきます。

4、業務提携の概要図



1. 口座開設が完了した口座数に対して1口座当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料を受領する。
2. 上記口座で有価証券の売買を行った場合、取引の金額・回数にかかわらず、取引のあった日数に対して1日当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料を受領する。

(注)個人情報の取扱い

- 口座開設書類の原本は松井証券に送付いたしますが、その写しを岐阜信用金庫において保管します。信用金庫の業務のために個人情報を利用することにつき、あらかじめお客さまから書面によりご同意をいただきます。
- 松井証券は、お客さまが行った有価証券の取引に関する情報を一切開示いたしません。ただし、取扱手数料の計算や分析のために、支店毎の口座開設件数と取引日数の報告を行います。この場合も、個人情報保護法の問題を考慮して、特定の個人を識別できないよう十分な配慮をいたします。

以上

問い合わせ先：岐阜信用金庫 業務企画部 長柄・藤井 058 - 266 - 2331
松井証券株式会社 社長室 高橋 03 - 5216 - 0818